

重点要望項目 要望内容・理由

1. 法人税等実効税率の引き下げ

我が国の法人税等実効税率は平成10年度、11年度に法人税率引下げが行われて約40%となったが、諸外国も税率を引き下げてOECD諸国の平均税率は約28%まで低下しており、我が国の税率は世界的に見て突出している。その上、ドイツ、イギリス、フランスなど欧州諸国は更なる引き下げに動いており、このままでは我が国企業の国際競争力の低下や、企業の海外流出が更に加速することとなる。

経済成長と企業活動は密接な関係にあり、少子高齢化など経済の成熟化が進展する中、今後、我が国経済の持続的成長を確保するためには、企業活動の活発化が不可欠と言える。

法人税等実効税率は我が国企業の国際競争力を左右するとともに、外国企業の日本で活動にも影響を及ぼす。我が国企業の国際競争力の確保、海外への資本流出の抑制及び、外国企業の国内投資促進の観点から、地方税を含めた実効税率を欧州諸国並みの水準まで引き下げて頂きたい。

2. 研究開発税制の拡充、延長

これまで我が国は世界に先がけて独創的な先端技術や新製品の開発、実用化に成功を収め、国際競争力の高い工業製品を世界に送り出すことにより、経済の成長と繁栄を確保してきた。研究開発こそ資源小国の我が国にとって生命線と言える。現在、業績が悪化する中にも拘わらず、企業は生き残りのために環境・エネルギー分野を中心に積極的な研究開発投資を進めているが、世界的に不況が顕在化する中、先進諸外国企業も競争力強化の観点から政府の支援措置を受けて研究開発投資を拡大させており、投資額から比較すると我が国の水準は十分とは言えない。

今後、我が国産業の国際競争力を高め、技術革新による低炭素化社会の構築のためには、企業による研究開発の活発化が不可欠である。我が国産業の持続的成長と競争力強化をもたらす企業の研究開発投資を更に促進させるため、次のとおり、研究開発税制の拡充、延長を行って頂きたい。

(1) 税額控除限度額の引き上げ

「経済危機対策における税制上の措置」において、平成21年度、22年度と時限的に認められた試験研究費の総額に係る税額控除制度の税額控除限度額の引き上げ措置（法人税額の20%を30%へ）を恒久化して頂きたい。

(2) 上乗せ措置（増加型・高水準型）の拡充、延長

平成20年度改正で創設された上乗せ措置（増加型・高水準型）は、イノベーションを加速させ、我が国企業の成長力と競争力の強化に貢献しているため、所要の見直しを行った上で、拡充、延長して頂きたい。

(3) 控除限度超過額の繰越期間の延長

試験研究費の税額控除限度超過額の繰越可能期間は1年間であるが、「経済危機対策における税制上の措置」において、平成21年度、22年に生じる税額控除限度超過額について、平成23年度、24年度にて税額控除の対象とすることが認められた。この趣旨を継続し、恒久措置として繰越可能期間を3年間に延長して頂きたい。

(4) 控除限度超過額の繰越要件の撤廃

当該年度の試験研究費の額が前年度の実績額を下回らないという控除限度超過額の繰越要件を撤廃して頂きたい。

3. 情報基盤強化税制の拡充、延長

グローバルな企業競争環境の中では、積極的なIT活用が必須のものとなっている。内外市場への適応速度の向上や生産性の向上により企業の競争力を高めるためには、IT資産（ハードウェア、ソフトウェア）の効率化、グリーン化、信頼性の向上を強力に推進することにより、我が国の情報基盤を強化していくことが重要である。

世界同時不況の中において、我が国の産業競争力の強化や活性化を図る観点から、IT投資に対する税務上の支援が不可欠であり、戦略的IT投資への積極的な意思決定を誘引すべく、本税制の拡充と延長を強く要望する。

4. 欠損金の繰戻し還付の復活及び還付期間の延長並びに繰越控除期間の延長

課税上の期間損益の通算は、中期的な観点から企業経営を行う上で非常に重要であり、リストラや新市場分野への進出等、大胆かつ機動的な事業展開を後押しする制度であり、法人税法においても定められている。

しかし、我が国の現状の欠損金の扱いは欧米諸国に比べ不利な状況にある。欠損金の繰戻し還付は財源措置として平成4年度より停止されており、また、繰越期間は7年間と、アメリカは20年、イギリス、フランス、ドイツ等は無制限であるのに比べ、非常

に制限されている。

我が国企業の国際競争力を向上させ、また、設備投資意欲を高めるため、停止中の繰戻し還付を復活のうえ、繰戻し還付期間を1年から2年に延長するとともに、繰越控除期間をアメリカ並みの20年に延長されたい。

5. 連結納税制度の改善

連結納税制度は、機動的な組織再編やグループ経営導入により我が国企業の経営効率の向上や国際競争力の強化を実現させるために導入されたが、制度活用上の付帯条件や制限措置が多く存在し、制度適用の足枷となっている。特に、「連結グループ会社間寄附金の損金不算入」や「子会社の連結前欠損金の持ち込み制限」については、多くの企業が撤廃を望んでおり、連結納税制度が有効に活用されるよう、次の項目について改善を行って頂きたい。

(1) 連結グループ会社間寄附金の全額損金不算入制度の廃止

課税の公平性・中立性を確保するとともに、グループ内取引の制約が円滑な企業再編を阻害しないよう、連結グループ会社間の寄附金の全額損金不算入制度を廃止されたい。

(2) 適用開始時・加入時の子会社の未処理欠損金の持ち込みの容認

連結子会社の欠損金の切り捨ては、連結納税制度選択の大きな障害となっており、課税の公平性・中立性にも反することから、適用開始時・加入時の子会社の未処理欠損金の持ち込みを容認されたい。

(3) 申告・納税期限の延長

複雑な業務に鑑み、連結中間申告の申告期限及び納税期限を現行より少なくとも1カ月以上延長されたい。

(4) 連結納税の適用対象子会社の見直し

連結対象がすべての完全支配会社となっているため対象会社数が膨大となり、多大な事務負担が発生している一方、持株割合が100%に満たない子会社は重要性が高い子会社であっても適用対象とならない。事務の合理化や経済実態に鑑み、連結納税の適用対象子会社の見直しを行われたい。

(5) 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価の撤廃あるいは除外要件の緩和

連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価について撤廃されたい。その実

現が困難な場合、例えば過去5年間の出資比率が50%超であることとするなど除外要件を緩和されたい。

(6) 地方税（法人住民税、法人事業税）における連結納税制度の導入

地方税（法人住民税、法人事業税）においても連結納税制度を導入して頂きたい。

(7) 資本金1億円以下の連結対象子会社の交際費の損金算入の容認

資本金1億円以下の連結対象子会社について、単独納税において認められていた交際費の損金算入限度額までの損金算入を容認されたい。

(8) 収用換地等の場合の連結所得特別控除の不利な扱いの是正

収用換地等があった場合、連結グループ内で圧縮記帳か特別控除のいずれかを統一して適用することとされており、また、特別控除の金額は連結グループ全体で5,000万円が上限とされている。収用等は公的強制措置であることから、連結納税制度選択の企業が不利にならないよう、個別企業毎に圧縮記帳か特別控除を選択できることとし、特別控除の金額もそれぞれ5,000万円を認めるべきである。

6. 減価償却制度の改善

減価償却制度について、償却可能限度額の撤廃及び法定耐用年数経過時での取得価額の全額償却、法定耐用年数区分の簡素化など改善が進められてきたが、さらに一層の国際的な整合性を図り、我が国企業の国際競争力を強化するため、次の措置を実現して頂きたい。

(1) 少額減価償却資産の損金算入限度額の引き上げ

少額減価償却資産の損金算入限度額については、税務の簡素化の観点から、現行の10万円未満から30万円未満に引き上げて頂きたい。

(2) 研究開発専用設備及びソフトウェアの即時償却の容認

研究開発専用設備及びソフトウェアの取扱いについては、企業会計と税務会計の乖離により納税者に多大な事務負担がかかっているため、企業会計上費用処理が強制されるものについては、税務会計上も会計処理に合わせて即時償却を認めて頂きたい。

(3) 機械設備等の償却資産税の評価額算定法の見直し

平成19年度の税制改正では固定資産税の資産評価法が据え置きとなり、国税と地方税で同一の固定資産評価が異なるという異例の状況にあるため、機械設備等の耐用年数の比較的短い償却資産の評価額の算定について、法人税の取扱いと合致させるよう見直されたい。なお、償却資産税は特定の設備型産業に偏重しており、国際的に見ても生産財に対する課税は極めて異例であるため、廃止を含めてそのあり方について検討すべきである。

(4) 減価償却費に関する損金経理要件の廃止または大幅緩和

減価償却費の損金経理要件により、会計処理が本来あるべき姿からゆがめられたり、複雑な税務申告調整実務を強いられたいしているが、課税所得の計算は会社法の確定決算に依らずとも十分可能であるため、会計と税務の乖離が進んでいる現状を鑑み、減価償却費に関する損金経理要件を廃止して頂きたい。また、廃止が困難ならば、一定の要件の下での大幅な緩和を認めて頂きたい。

7. 国際関連税制の見直し、改善

(1) 外国税額控除制度の見直し

① 控除限度超過額の繰越期間の延長

輸出プラント工事などにおいて、国外所得の発生時期と現地における税額発生時期のタイムラグが大きくなっていることに加え、外国税額控除枠が十分に確保できないことなどから、外国税額控除制度の利用が制約され、国際的二重課税の排除が十分に行えない事態が多々生じている。したがって、控除限度超過額の繰越期間については、現行の3年を延長すべきであり、平成16年度税制改正で欠損金の繰越期間並びに更正期間が7年とされたと同様に、7年への延長を要望する。

② 控除限度超過額の繰越期間経過後の損金算入の容認

控除限度超過額が発生した場合、企業経営を圧迫する一因ともなっていることから、控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった金額については、損金算入を認めるべきである。

③ 外国税額控除の控除限度額の拡充

外国税額控除の控除限度額は国外所得に法人税の実効税率を乗じて算出した金額相当額になるが、試験研究費の総額に係る税額控除などにより実効税率が低下し控除限度額が減少することになる。これでは双方の税額控除の目的を達成できないため、控除限度額が法定税率（30%）を用いて計算した金額相当となる

ような仕組にして頂きたい。

(2) 特定外国子会社に係る所得課税の特例（タックスヘイブン課税）の改善

① 欠損金の合算の容認

現行の税制では欠損金の合算が認められず、留保所得のある子会社のみ日本で課税するという公正さを欠く制度となっているため、実質上親会社と一体である特定外国子会社の欠損金は合算を容認すべきである。

② 軽減税率国の判定基準の引き下げ

現行の軽減税率国の判定基準は、「タックスヘイブン」でない国々の実効税率が低下していることを踏まえ、現在の25%を少なくとも20%未満に引き下げるべきである。

③ ホワイトリストの導入による軽減税率国の明確化又は標準税率による判定

実効税率が25%以下であるかどうかの判定を会社別に每期行うのは、大変多くの労力を必要とするため、一定条件を満たす国・地域に所在する子会社についてタックスヘイブン対策税制の対象外とする「ホワイトリスト」の導入を要望する。あるいは、各国の法定税率を基準とした「標準税率による判定」でも、現行の実効税率による個別判定と比較すると、実務面での大幅な簡素化が期待できるため、善処をお願いしたい。

④ 適用基準の緩和

現在の制度では、たとえ実態のある事業を行っている会社でも、軽減税率国に存在するだけで特定外国子会社と見なされ、合算課税される場合があるため、非関連業者基準（特に卸売業）を廃止するなど、適用基準を緩和すべきである。また、地域の統括を目的とした統括サービスについて取り扱いを明確にして頂きたい。

⑤ 合算対象所得から除外される孫会社要件の緩和

平成21年度税制改正において、特定外国子会社等がその子会社（孫会社、25%以上の株式等を6ヶ月以上保有）から受ける配当の額は合算対象所得から除外されることとなったが、親会社が直接受ける配当は益金不算入となる一方、特定子会社経由で受ける配当は合算課税となるため不合理である。親会社と特定外国子会社等を合わせて25%保有の場合も合算対象所得から除外される対象として頂きたい。

⑥ 持株割合要件の引き上げ

持株割合が5%では出資先法人の経営に対して大きな影響力を及ぼすことはなく、かつ必要な情報の入手が困難なケースもあるため、持株割合要件の基準を受取配当等の益金不算入の計算における区分の基準と同じ25%に引き上げて頂きたい。

(3) 移転価格税制の見直し

① 移転価格税制関連諸規定及び手続きの整備

- ・ 定義の明確化と運用環境の整備

移転価格税制に関し、企業が適正な申告納税が出来るよう、役務提供取引や無形資産取引の取扱いの定義を明確化して頂く一方、実際の運用にあたっては二重課税の排除を前提に柔軟な運用ができるよう環境の整備を行って頂きたい。

- ・ 調査における手続きのルール化

移転価格の調査における手続きのルール化の整備（納税者側への課税根拠・関連データの開示など）を明確にして頂きたい。

- ・ 事前連携の強化

現行制度では、一時的にせよ企業に二重課税を強いることになるため、例えば相互協議の後でなければ更正できないこととする、または課税当局が更正処分に先立って二重課税回避の対応をする旨の事前合意を相手国政府から得ることを執行の要件とするなど、執行の現場と相互協議担当局との事前の連携を強化して、予め二重課税リスクを低減させるなど、執行のあり方を検討して頂きたい。

- ・ A P A(移転価格事前確認制度)の手続き、審査の迅速化

移転価格税制上の重要な制度であるA P A（事前確認制度）の手続き、審査の更なる迅速化に向けての体制を構築して頂きたい。また、仮に十分な損益が見込めない事業であっても、前向きに対応して頂きたい。

② 持分基準の見直し

移転価格税制における持分基準について、日本以外の多くの国で基準としている50%超へ見直しをして頂きたい。

8. 受取配当金の益金不算入制度の改善

受取配当金の益金不算入制度は、過去数次にわたる縮減措置実施の結果、現在、連結法人株式及び関係法人株式以外の株式に係る益金不算入割合が50%に制限されており、二重課税状態にあるが、「法人擬制説」に立脚する法人税法の立場からは全ての国内株式に係る配当金につき、100%の益金不算入を認めるべきである。また、受取配当金益金不算入の負債利子控除計算について、負債利子中の特定利子控除の復活をお願いしたい。

9. 地球温暖化対策としての新税の導入反対

地球環境温暖化防止は、「環境と経済の両立」を基本理念に、地球規模で取り組まねばならない喫緊の重要課題である。現在、その対応策の実現のため、世界各国の間で交渉、調整が進められており、我が国もその実現のために、最大限の努力を講じなければならないと考える。検討が進められている地球温暖化対策としての新税もその選択肢の一つに挙げられているが、次の理由により環境目的の新税の導入には反対する。

- ・ 産業界は、環境問題の重要性を認識し、環境保全対策や省エネルギー技術の開発などへ積極的に投資を行い、環境自主行動計画の実行を進めた結果、着実な成果を挙げてきている。このような状況下での新税の導入は産業界に二重の負担を課すこととなり、日本企業の国際競争力を大きく損なわせ、我が国産業の衰退を引き起こす恐れが高い。
- ・ 新税のCO₂削減効果は疑わしく、効果不明確の中での増税は国民生活や中小企業などへの悪影響が懸念され、また、新税の導入が実現した場合には、途上国などエネルギー消費効率の低い国での生産が増加する結果、CO₂の排出は増加し、地球温暖化防止にむしろ逆行することとなる。

10. 地方法人課税全体の抜本的見直し

地方税における外形的課税は、事業所税をはじめ法人住民税均等割、都市計画税、固定資産税など多岐に亘り、課税標準も重複するなど極めて錯綜している。平成16年度より導入された法人事業税の外形標準課税により、その複雑さに更に拍車が掛かっており、二重課税排除・税制簡素化などの観点から地方法人課税全体の整理・統合など抜本的見直しについて早急に検討すべきである。

11. 企業会計制度の見直し及び国際会計基準とのコンバージェンスの進展に対応した税制措置の整備（不良債権・不良資産などの処理促進を中心に）

近年、国際的整合性の観点から、金融商品の時価会計、年金・退職給付債務問題、減損会計の導入など我が国の企業会計制度の急速な見直しが進んでいる。一方、国際会計基準とのコンバージェンス（収れん）の動きも加速している。この状況の下、企業が抱える不良債権・不良資産などの処理が促進されているが、税制がこのような動きに十分対応していないため、損金認容が制限され、多額の繰延税金資産という新たな不良資産を生み出す結果となるとともに、二重基準に伴う申告調整項目の増加によって判断と手

続きの両面で煩雑化を招いている。このような状況を打開し、企業の財務体質の健全性確保を図るため、不良債権・不良資産などの処理に関し、税務上の取扱いは企業会計上の扱いと極力一致させるべきである。具体的な要望項目は次のとおり。

(1) 個別評価の貸倒引当金の基準及び損金算入要件の見直し

個別評価の貸倒引当金について、基準及び損金算入要件を以下のとおり緩和して頂きたい。

- ・ 会社更生法などの法的手続き開始時点での貸倒引当金の繰入限度額（現状は50%）を大幅に引き上げて頂きたい。
- ・ 外国政府などに対して有する特定海外債権につき、債権金額全額の貸倒引当金への計上を認めて頂きたい。

(2) 有価証券評価損に係る判定要件の緩和並びに損金経理要件の撤廃

金融商品会計の適用に伴い、株式などの投資に係る減損処理が行われる場合が多くなったが、上場有価証券など一部を除いて法人税法上の投資に係る減損の要件は従来のみであり、会計と税務の乖離が大きく、現状多額の有税処理が行われている。公正な担税力の判定において、また実務の煩雑性において、かかる現状は適当ではなく、税法上の減損判定要件を緩和し、金融商品会計と同様の基準とすることを強く要望する。

また、減価償却費にみられるような損金経理要件や、有価証券の評価損に関する損金経理要件を撤廃し、退職給付信託資産（有価証券）についても一般の上場有価証券と同様の基準で評価損の計上を認めて頂きたい。

(3) 金銭債権の評価損の損金算入の容認

金銭債権についても、評価損の損金計上を認めて頂きたい。また、相場のあるゴルフ会員権は有価証券に準じ評価損の計上を認めて頂きたい。

(4) 棚卸資産評価損の計上の容認

棚卸資産の評価損について、税務上の判定要件を緩和し、新会計基準と同様の基準で評価損の計上を認めて頂きたい。

(5) デュープロセスを経た会計処理の計上の容認

会計が収益と対応させるべき費用の範囲を拡大しているなか、製品保証引当金や今後導入が予定されている資産除去債務など見積りの要素を含む会計処理が増加しているが、デュープロセスを経て定められたこれらの公正妥当な会計処理については税務上も認めて頂きたい。

12. その他

(1) 民法上有効な意思表示に基づく非関連者間の債権の切り捨て、債権放棄並びに債権譲渡の税務上の容認

民法上有効な意思表示に基づく非関連者間の債権の切り捨て、債権放棄並びに債権譲渡について税務上も容認し、原則として寄附金として扱わないようにして頂きたい。

(2) 子会社等の整理・支援損に係る取扱いの緩和

子会社等の整理・支援損の扱いについて、法人税基本通達9-4-1(子会社等を整理する場合の損失負担等)及び9-4-2(子会社等を再建する場合の無利息貸付等)の要件を緩和し、経営危機に陥る前の経営悪化の段階での支援を弾力的に認めて頂きたい。